

# 統計改革の推進状況について

令和元年8月

内閣官房統計改革推進室

# 経済統計の改善、統計改革の基盤強化等

- 統計法及び（独）統計センター法を改正（平成30年6月）するとともに、「公的統計の整備に関する基本的な計画」を改定（平成30年3月）して、統計改革の取組を推進

| 課 題                |                          | 主な取組  |
|--------------------|--------------------------|---|
| GDP統計を軸にした経済統計の改善  | 産業連関表のSUT体系への移行          | 基準年・中間年のSUT・産業連関表の基本構成の大枠を決定（令和元年6月）。SUTの部門設定の考え方、統計調査との関係、移行スケジュール等を提示   |
|                    | 建設・不動産、医療・介護、教育の5分野の統計整備 | 各分野の工程表策定（平成29年12月）。統計委員会国民経済計算体系的整備部会の下タスクフォースにおいて進捗管理   |
|                    | 生産物分類の策定                 | サービス分野の生産物分類とりまとめ（平成31年3月）。財分野を含めた生産物分類全体の策定（令和5年度末まで）  |
|                    | サービス関連調査を統合した新調査の創設      | 3調査（商業統計調査、サービス産業動向調査、特定サービス産業実態調査）を統合した経済構造実態調査を創設、実施（令和元年6月）  |
| ユーザー視点の統計システムの再構築等 | 統計ユーザー、報告者の意見の把握         | 提案HPにおいて、経常的な提案受付を開始。これまで調査報告者、統計ユーザーから180件の意見を受付。対応案を順次公表中   |
|                    | ビッグデータ等の利活用              | 産官学連携協議会を設立して7回開催。民間から提供可能なデータの利活用について議論  |
| 統計改革の基盤強化          | 統計委員会の機能強化<br>統計作成体制の確保  | 統計法の改正（平成30年6月）により統計委員会の機能を強化<br>・統計委員会に各府省統計幹事（部局長級）を任命。会議の場でデータ提供、報告等を直接要請することにより、課題対応が円滑化<br>・統計制度の発達改善に関する基本的事項について総務大臣に3回の建議（統計リソース確保（平成30年7月、令和元年7月）、再発防止策（令和元年6月）） |

# EBPMの推進

- 証拠に基づく政策立案（EBPM）とは、（1）政策目的を明確化させ、（2）その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、当該政策の拠って立つ論理を明確にし、これに即してデータ等の証拠を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
- 限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するため、EBPMを推進する必要。

| 「最終取りまとめ」で求められている主な課題                 | 主な課題の取組状況  |
|---------------------------------------|--|
| 1. 推進の要となる機能の整備                       | <ul style="list-style-type: none"><li>● 各府省の責任者等で構成するEBPM推進委員会を設置（平成29年8月）</li><li>● 各府省におけるEBPMの取組を主導するため、ハイレベルの責任者である「政策立案総括審議官」等を新設（平成30年度～）</li></ul>  |
| 2. EBPMの実践                            | <ul style="list-style-type: none"><li>● EBPMの観点での具体的な政策の立案・見直しを各府省において実践（平成30年度～）。令和元年度は政策立案過程における様々な機会（審議会における議論や予算プロセス等）を活用したEBPMの実践に注力</li><li>● 総務省行政評価局による実証的共同研究（関係府省・学識経験者と協働／平成30年度～）の実施、行革事務局の行政事業レビュー（春の公開プロセス、秋のレビュー／平成29年秋～）の中でのEBPMの実践等</li></ul>   |
| 3. 統計等データの利活用の促進、EBPM推進人材の確保・育成のための取組 | <ul style="list-style-type: none"><li>● EBPM推進委員会において、統計委員会の協力を得て「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」を決定（平成30年4月）</li><li>● 統計等データの提供要請等を受け付ける窓口を各府省に設置。さらに、EBPM推進委員会において統計整備等に関する国民からの要望・提案の募集を開始（平成30年度～）</li><li>● EBPMの思考方法を広めるため、行革事務局において、府省横断勉強会、内閣人事局と連携した採用活動、研修等を実施（平成30年1月～）</li></ul> |

# 今般の統計問題の経緯及び 今後の統計改革の推進体制について

令和元年 8 月

内閣官房統計改革推進室

# 統計行政の信頼回復に向けた取組

今般の統計問題が生じたことを受けるとともに、統計の体系的整備と品質向上を加速するため、統計改革推進会議に2つの部会を新設し、統計行政の信頼回復と不断の統計改革に取り組む

## これまでの状況

19.1.11 公表(厚生労働省)

### 毎月勤労統計の不適切な処理

・全数調査とすべき500人以上事業所について一部抽出調査。適切な統計的処理(復元)を実施していなかった等

・事実関係、責任の所在の解明

### 厚生労働省 特別監察委員会

- 報告書 (19.1.22)
- 追加報告書 (19.2.27)

19.1.24 公表(総務省)

### 56基幹統計の点検 (各府省が実施、総務省が取りまとめ・公表)

賃金構造基本統計調査について、点検報告漏れ

・仕事のやり方の問題の解明

### 総務省行政評価局

- 賃金構造基本統計問題に関する緊急報告 (19.3.8)

19.2月～ (点検検証部会：19.1.30設置)

### 統計委員会における点検検証

不適切事案の再発防止、政府統計の品質向上等を目的

19.2～5月

#### 統一的審査

56基幹統計・232一般統計調査の実態把握

・再発防止、統計の品質向上の方策

### 統計委員会

- 第1次再発防止策 (19.6.27)

※自民党、学識経験者からも提言

19.6月～秋頃

#### 重点審議

個別統計の課題を中心に5つの統計・テーマについて深堀審議

### 統計委員会

- 重点審議結果 (19.秋頃)

## 骨太方針2019(19.6)

・統計改革推進会議に、今般の事案を受けた総合対策の検討体制と、政策部門と連携した不断の統計改革推進体制を構築する

## 今後の取組

### 統計改革推進会議

#### 統計行政新生部会 <新設>

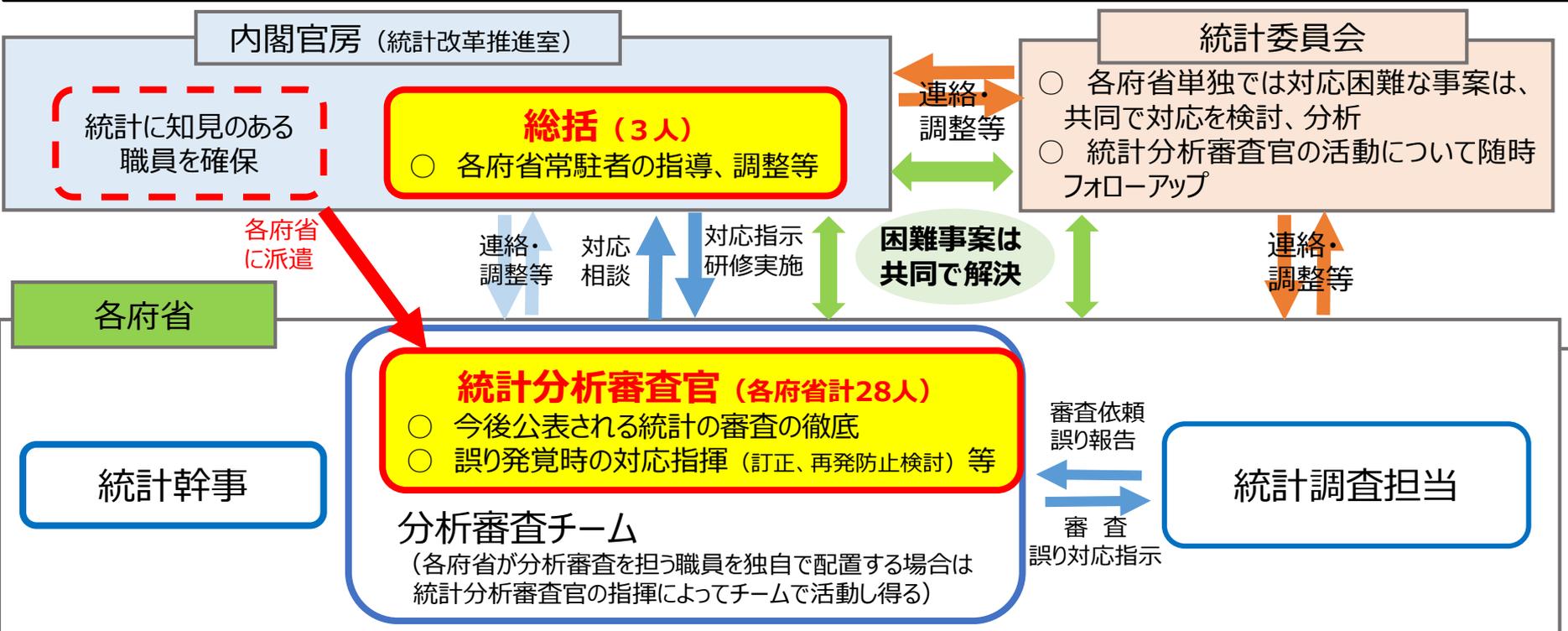
・統計委員会の再発防止策等を踏まえた総合的な対策を検討。月1回程度開催し、年内メドに取りまとめ  
(構成員) 有識者

#### 統計改革調査部会 <新設>

・統計の体系的整備と個別統計の改善に関する課題を把握し、統計の品質改善に向けた不断の改革について調査  
(構成員) 各府省統計幹事、E B P M統括責任者等

# 統計行政の信頼回復に向けた取組（続き）

- 7月26日（金）に、31人の統計分析審査官を内閣官房（統計改革推進室）に増員。各府省に派遣し、①集計結果の公表前の分析審査の導入、②公表済みの統計の点検や誤りの是正、③調査設計変更時の影響分析・補正手段の検討、④誤りが発覚した事案への対応や再発防止策の検討等を実施予定
- 統計分析審査官は当面、内閣官房の実施する研修等で専門的な研鑽を積むとともに、試行的に分析審査業務に着手。その状況は統計改革推進会議統計行政新生部会にも報告し、総合的対策の検討に反映



※ 統計分析審査官は、年々の業務量や突発事案に応じて、機動的に配置換。

## 1. 目的

毎月勤労統計の事案に端を発する統計行政の問題について、再発防止にとどまらない、国民に真に信頼される政府統計の確立に向けた総合的な対策を検討

※骨太方針2019－統計改革推進会議に、今般の事案を受けた総合対策の検討体制を構築

### ○審議事項(例)

統計委員会第1次再発防止策、厚労省特別監察委員会報告、総務省行政評価局報告を踏まえ、これらに含まれていない事項も審議

- ①ガバナンス(統計行政機構、統計委員会の機能)
- ②人材の確保・育成(専門性の確保、職員の意欲向上)
- ③業務改革(IT化、BPR推進等)

## 2. 構成員(11名)

(座長)佐久間 総一郎 日本製鉄常任顧問

秋池 玲子 ポストコンサルティンググループ  
マネージング・ディレクター&シニア・パートナー

川崎 茂 日本大学経済学部特任教授

椿 広計 情報・システム研究機構理事  
統計数理研究所長

土居 丈朗

西村 美香

原田 智

原田 久

三木 浩平

横田 響子

美添 泰人

慶應義塾大学経済学部教授

成蹊大学法学部教授

京都府情報政策統括監

立教大学法学部教授

内閣官房政府CIO補佐官

株式会社コラボラボ代表取締役

青山学院大学経営学部プロジェクト教授

## 3. スケジュール

月1回程度開催し、年内メドに取りまとめ

統計改革推進会議 統計行政新生部会の開催について

〔令和元年〇月〇日  
統計改革推進会議決定案〕

1. 毎月勤労統計の事案に端を発する統計行政の問題について、再発防止にとどまらない、国民に真に信頼される政府統計の確立に向けた総合的な対策を検討することを目的として、有識者等で構成される統計行政新生部会（以下「部会」という。）を開催する。
2. 部会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、学識経験者その他の関係者に出席を求めることができる。
3. 部会の庶務は、内閣府及び総務省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

統計行政新生部会 構成員名簿

|    |         |   |
|----|---------|---|
| 座長 | 佐久間 総一郎 | 日本製鉄常任顧問                                      |
|    | 秋池 玲子   | ボストン コンサルティング グループ<br>マネージング・ディレクター&シニア・パートナー |
|    | 川崎 茂    | 日本大学経済学部特任教授                                  |
|    | 椿 広計    | 情報・システム研究機構理事 統計数理研究所長                        |
|    | 土居 丈朗   | 慶應義塾大学経済学部教授                                  |
|    | 西村 美香   | 成蹊大学法学部教授                                     |
|    | 原田 智    | 京都府情報政策統括監                                    |
|    | 原田 久    | 立教大学法学部教授                                     |
|    | 三木 浩平   | 内閣官房政府CIO補佐官                                  |
|    | 横田 響子   | 株式会社コラボラボ代表取締役                                |
|    | 美添 泰人   | 青山学院大学経営学部プロジェクト教授                            |

# 統計改革推進会議 統計改革調査部会(案)について

## 1. 目的

ユーザーの視点を活用しつつ、統計の体系的整備と個別統計の改善に関する課題を把握し、統計の品質改善に向けた不断の改革について調査

※自民党行政改革推進本部提言－統計の体系的整備等の対処方針等を提言する常設部会を設置

※骨太方針2019－政策部門と連携した不断の統計改革実施体制を構築

### ○ 審議事項(例)

総合的な統計改革の在り方について調査。統計の体系的整備及び個別統計の改善に関する調査  
審議、統計改革に関する各府省の取組のレビュー等を実施

## 2. 構成員

各府省のEBPM統括責任者、総括統計幹事、各府省の統計幹事、内閣官房統計改革推進室長及び総務省統計委員会担当室長

※統計幹事等を通じて統計委員会とも連携。

※なお、部会を効率的に運営するため、主要な部会構成員からなる幹事会を置く。また、部会で行った調査結果の検討を深めるため、学識経験者、統計実務家等を交えた検討会を設置可能。

## 統計改革推進会議 統計改革調査部会の開催について

令和元年〇月〇日  
統計改革推進会議決定案

1. 統計の体系的整備と個別統計の改善に関し、必要な調査を行い、統計改革を不断に継続するため、統計改革調査部会（以下「部会」という。）を開催する。
2. 部会の座長は、統計改革推進会議幹事会の座長が指名する。
3. 部会の構成員は、座長、各府省のEBPM統括責任者、総括統計幹事、各府省の統計幹事、内閣官房統計改革推進室長及び総務省統計委員会担当室長とする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、学識経験者その他の関係者に部会への出席を求めることができる。
4. 部会の下に幹事会を開催する。
5. 幹事会は、座長が主宰し、幹事会の構成員は、座長が部会の構成員から指名する。ただし、座長は、必要があると認めるときは、学識経験者その他の関係者に幹事会への出席を求めることができる。
6. 部会で行った調査の結果を踏まえ、効率的に統計の体系的整備と個別統計の改善を検討するため、座長は、必要に応じて部会の下に検討会を開催することができる。
7. 検討会の主査及び構成員は、座長が部会の構成員から指名する。ただし、主査は、必要があると認めるときは、学識経験者、統計実務家その他の関係者に検討会への出席を求めることができる。
8. 部会、幹事会及び検討会の庶務は、内閣府及び総務省の協力を得て、内閣官房において処理する。
9. 前各項に定めるもののほか、部会、幹事会及び検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。